

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください
（案件名）

神戸市立学校施設目的外使用規則及
び神戸市立神出自然教育園条例施行
規則の一部を改正する規則について

意見募集期間

2023年12月1日～2024年1月4日

※2023年12月29日～2024年1月3日は
除きます

問い合わせ先

教育委員会事務局総務課

電話078-984-0606

1 意見募集期間

2023年12月1日（金）～2024年1月4日（木）
※2023年12月29日（金）～2024年1月3日（水）は除きます

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0044（宛先住所記入不要）
教育委員会事務局総務課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)984-0617 教育委員会事務局総務課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: edu-soumu@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

教育委員会事務局総務課
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年3月上旬頃（予定）に掲載いたします。
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の

一部を改正する規則（案）の概要

1. 改正の趣旨

文書事務の効率化・迅速化の観点から神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月教育委員会規則第 10 号）及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則（昭和 51 年 4 月教育委員会規則第 4 号）につきまして、公印の押印省略及び規則に定められている様式を削除します。

2. 改正の概要

公印の押印省略に合わせて、規則から様式を削除します。

学校施設の目的外使用や神出自然教育園の使用にかかる申請は、必要事項を規則に定めるよう改正します。

(1) 神戸市立学校施設目的外使用規則

- ・神戸市立学校施設目的外使用許可申請書（様式第 1 号）の削除
- ・神戸市立学校施設目的外使用許可書（様式第 2 号）の削除
- ・神戸市立学校施設目的外使用許可通知書 兼 使用状況報告書（学校控）（様式第 3 号）の削除
- ・神戸市立学校施設目的外使用状況報告書（様式第 4 号）の削除
- ・規則上に申請時に必要な事項を追加
「申請者の住所、職業又は団体名、氏名（代表者）及び電話番号」「使用学校園」「行事名及び使用目的」「使用中の責任者」「使用日時」「使用施設、特別設備及び使用物件」「参集人員」「使用料免除申請」

(2) 神戸市立神出自然教育園条例施行規則

- ・使用許可申請書（様式第 1 号）の削除
- ・使用許可書（様式第 2 号）の削除
- ・規則上に申請時に必要な事項を追加
「申請者の住所、団体名、氏名（代表者）及び電話番号」「使用目的及び活動内容」「使用日時」「使用人員」「使用中の責任者」

3. 施行予定日

公布の日から施行

(改正をしようとする規則の根拠法令・条例等の条項)

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条
- ・ 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成 15 年 2 月教育委員会規則第 8 号）第 31 条
- ・ 神戸市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成 17 年 3 月教育委員会規則第 8 号）第 23 条
- ・ 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則（平成 17 年 3 月教育委員会規則第 9 号）第 28 条
- ・ 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成 17 年 3 月教育委員会規則第 10 号）第 25 条
- ・ 神戸市立神出自然教育条例（昭和 51 年 4 月条例第 19 号）第 6 条